

指定地域密着型認知症対応型通所介護事業運営規定

（目的）

第1条 この規定は有限会社ウェルフェアが運営する、指定地域密着型認知症対応型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

（基本指針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の援助及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営方針）

第3条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令告示趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 1、 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 2、 利用者はその家族に対し、サービス内容及び提供方法についての的確に説明する。
- 3、 介護技術をもってサービスを提供する。
- 4、 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 5、 居宅サービスが作成されている場合は、当該サービスに沿った通所介護を提供する。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次の通りとする。

デイサービスセンター秋津

（事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次の通りとする。

千葉県習志野市秋津5丁目5番6号

第6条 本事業に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1、 管理者(兼務) 1名 管理者は職員等の管理、業務の管理を一元的に行う。
- 2、 生活相談員 3名(うち兼務 2名)
生活相談員は利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業所内サービスの調整、居宅介護支援事業所等の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 3、 介護職員 6名(うち兼務 2名)
介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

4、機能訓練指導員（兼務）1名

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為に必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1、 営業日 年中無休とする。
- 2、 窓口対応時間 午前8時30分～午後5時30分とする。
- 3、 営業時間 午前9時30分～午後4時45分までとする。

（利用定員）

第8条 1日の通所介護のサービスを提供する定員は次のようにする。（認知症高齢者専門とする）

- 1、 定員は1日12名とする。

（通所介護の内容）

第9条 指定通所介護の内容は次の通りとする。

- 1、 日常生活上の援助（日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う）

ア・排泄及び移動の介助

イ・通院の介助等その他、必要な介助を行う

ウ・養護（静養）

- 2、 健康状態の確認。

- 3、 機能訓練サービス。

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図る為の各種サービスを提供する。

ア・日常生活動作に関する訓練・行事的活動・体操・趣味活動

イ・レクリエーション

ウ・グループワーク

- 4、 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者に対しては専用車両により送迎を行う。

また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

- 5、 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

入浴形態

ア・一般浴槽による入浴及び特殊浴槽による入浴

介助の種類（必要に応じて行う）

ア・身体の清拭、洗髪、洗身

イ・衣類着脱、その他必要な介助

- 6、 食事サービス

ア・準備、後始末の介助及び食事摂取の介助

イ・調理、その他必要な食事の介助

- 7、 相談、援助等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア・日常生活動作に関する訓練の相談及び助言

イ・福祉用具利用法の相談及び助言

ウ・家族介護者教室の開催

エ・住宅改修に関する情報提供及びその他の必要な相談、助言

第 10 条(通所介護計画の作成など)

- 1、通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況、並びに家族等、介護者の状況を十分に把握し個別に通所介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2、通所介護計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3、利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理評価を行う。

(通所介護の利用料)

第 11 条(1) 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることができる。

- 1、紙おむつ代及びリハビリパンツ代120円、尿取りパッド代50円
- 2、食材料費として 550 円(おやつ代込)
- 3、レクリエーションにかかる費用は実費とする。

(2)前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、併せてその支払いに同意する旨の文書により署名、押印を受ける。

(3)利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込み又は預金口座自動振替により、指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施区域)

第 12 条 通常の事業の実施区域は次の通りである。

習志野市、おもに谷津・秋津・香澄・袖ヶ浦

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 13 条 利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りである。

- 1、指定通所介護の対象者は、要支援以上の被認定者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 小人数による共同生活を営むのに支障がないこと。
 - ② 自傷他害の恐れがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
 - ④ 精神・行動障害、或いは病状が急性期にあるものは除く。
- 2、迎者の安全については、介護職員の指示に従うこと。
- 3、入浴に際してはバイタル測定の結果、生活相談員の判断で実施する。
- 4、感染の恐れがあると診断された時は、速やかに申し出る。

- 5、利用者同士の介助は避けること。(歩行・トイレ・入浴・食事等)
- 6、機能訓練は、機能訓練指導員、介護職員のいない所では行わない。
- 7、許可無く食べ物などを持ち込まない。(アルコール類・惣菜等)

(サービスの提供記録の記載)

第 14 条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

第 15 条(秘密保護)

- 1、本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。
- 2、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 16 条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第 18 条(衛生管理)

- 1、通所介護に利用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。
- 2、従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めること。

(緊急時に於ける対応方法)

第 19 条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医或は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

第 20 条(非常災害対策)

- 1、通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連絡方法を確認し、災害時には混乱のないよう指揮をとる。
- 2、非常災害に備え、定期的に避難訓練を実施する。

(暴力団の排除)

第 21 条 習志野市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)の基本理念に鑑み、次の各号に定める事項を遵守する。

- 1 事業者の代表者及び役員等より、習志野市暴力団排除条例第2条第2号及び第2条第3号に定める暴力団員及び暴力団員等を排除する。

- 2 国又は地方公共団体より補助を受けた事業により、暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力

団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を国又は地方公共団体より補助を受けた事業から排除する

ため、入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 従業者等の質の向上を図る為、次の通り研修の機会を設ける。

(1)採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2)階層別研修

- 1、従業者等は、その勤務中に証明する標章を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。
- 2、事業所はこの事業の、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3、この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。(1)虐待を防止するための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施 (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (3)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 24 条

(感染症の予防及びまん延防止のための対策)

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努める。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知する。ほか、指針の整備、研修を実施する。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

第 25 条

(非常災害対策)

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修および訓練を行う。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じる。

第 26 条

(身体拘束の適正化)

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わない。ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。(1)緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合(2)

非代替性:身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合（３）

一時性:利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

附則

この規定は令和３年４月１日より施行する。

この規定は令和６年４月１日より施行する。

この規定は令和７年６月１日より施行する。